

令和8年1月16日

オープンカウンター方式による見積合せについて

分任支出負担行為担当官
棚倉森林管理署長 佐藤 健司

下記の案件について見積合せを実施しますので、参加希望の者は期限までに見積書の提出をお願いします。

記

1 件名 棚倉森林管理署 笹原森林事務所 荷物運送業務
(詳細については、別紙「仕様書」、「請書(案)」のとおり)

2 履行期間 (1) 履行期間 自：契約締結日の翌日 至：令和8年3月30日
及び
作業期間等 (2) 作業期間 自：令和8年3月23日 至：令和8年3月27日
(3) 作業時間 8時30分から17時15分とする。

3 作業箇所 輸送元
福島県東白川郡塙町大字塙字桜木町3-7
棚倉森林管理署 笹原森林事務所
輸送先
福島県東白川郡塙町大字塙字大町3丁目21
塙町役場別棟1階 笹原森林事務所
※別紙_案内図を参照してください。

4 見積書等提出 (1) 日時 令和8年1月16日(金)午前8時00分から
の日時・場所 令和8年2月5日(木)午前10時00分まで
(2) 場所 棚倉森林管理署 総務グループ 総括事務管理官
※電子調達システムによる提出をお願いします。
※電子調達システムで提出することができない場合は、持参若しくは郵便による提出を認めます。(提出方法は、「オープンカウンター方式による見積依頼に係る留意事項」2による。)
郵便による提出を行う場合には、令和8年2月4日(水)午後4時までに棚倉森林管理署 総務グループ 総括事務管理官に見積書が到着するよう、書留郵便又は配達証明郵便で提出してください。また、持参の場合は、閉庁時間を除きます。(期日を過ぎた見積書は、無効となります。)
郵便、持参での見積書の提出を行う場合は、再度の見積がある場合、引き続き行われますので、再度の見積に参加できません。

- 5 参加資格 (1)令和 07・08・09 年度全省庁統一の一般競争参加資格の「役務の提供等(運送)」を有し、令和 07・08・09 年度全省庁統一の一般競争参加資格の競争参加を希望する地域において、「東北」を選択している者であること及び国土交通省から「貨物軽自動車運送事業」又は「一般自動車貨物運送事業」の運送事業の許可を受けている者であること。
(2) オープンカウンター方式による見積依頼に係る留意事項 1 (1) ~ (3) に該当しないこと。
- 6 提出書類 (1) 見積書
※電子調達システムで提出する場合の見積額は、税抜金額を入力してください。
※紙で提出する場合の見積額は、税抜金額を記載してください。また、日付は、令和 8 年 2 月 5 日としてください。
また、紙で提出場合には、見積書は封緘し、封筒に「(上記 1 の件名を記入) 見積書在中」と朱書きの上ご提出ください。
(2) 上記 5 (1) の資格の証の写し
- 7 契約締結日 見積書採用の日の翌日から起算して 7 日以内。(行政機関の休日に関する法律(昭和 63 年法律第 91 号) 第 1 条第 1 項各号に規定する行政機関の休日を含まない。)
「オープンカウンター方式による見積依頼に係る留意事項_3」によります。
- 8 その他 (1) 見積書の提出前に、「オープンカウンター方式の見積依頼に係る留意事項」及び「関東森林管理局随意契約見積心得」を必ず確認してください。
(2) 見積書を提出した場合は、「仕様書」、「請書(案)」を承諾したものとみなします。
(3) 輸送に使用するトラックの運行経路に係る通行の可否は、現地を確認の上判断してください。通行に係る可否の判断への問い合わせは、受け付けませんのでご了承願います。

[担当 : 総務グループ 総括事務管理官
電話 : 0247-33-3111]

オープンカウンター方式による見積依頼に係る留意事項

別紙

1. 見積合せに参加する者に必要な資格等

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被補佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 関東森林管理局長から「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

(4) (1)～(3)のほか、案件毎に参加資格を設定している場合は、当該参加資格を有している者であること。

※参加資格設定のある見積依頼に参加資格のない者が提出した見積書や見積書に関する諸条件に違反した見積書は無効とします。

2. 見積書の提出先

棚倉森林管理署 総務グループ 総括事務管理官 (電話：0247-333111)

〒963-6131 福島県東白川郡棚倉町大字棚倉字館ヶ丘73-2

※見積書を郵送する場合は締切日時必着（期日を過ぎた見積書は、無効となります。）とし、封筒の表に「（案件名）見積書在中」と朱書きして下さい。

※郵便、持参での見積書の提出を行う場合、再度の見積は引き続き行いますので、再度の見積に参加できません。

※見積書の宛名は「分任支出負担行為担当官 棚倉森林管理署長」として下さい。

3. 契約書等の作成の要否について

会計法令等の規定に基づき、契約金額に応じ、請書の徵収又は契約書を作成します。（契約金額により省略する場合もあります。）

4. その他

(1) 参加者不在の場合は、別途選定した者へ見積りを依頼し、随意契約を行うことができるものとします。

(2) 見積書作成に要した費用等は参加者の負担とします。

(3) 契約担当官等の都合により調達を中止する場合があります。